高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護運営審議会 長 片 桐 直 人

#### 答 申 書

令和4年6月13日付け高健推第416号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮 問 件 名	「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」に係る第三者点検に ついて
関係規定	高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項
業務名	予防接種事務
=>/A	健康福祉部健康づくり推進課及び保健予防課並びに子ども未来部
される	子ども保健課
審議日	令和4年6月28日
審議結果	承認
	内容

予防接種事務については、令和3年度に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事務の実施に伴い、対象者が30万人以上となったこと等から全項目評価が実施され、令和3年11月に高槻市個人情報保護運営審議会(以下「本審議会」という。)に諮問された。これについて、本審議会では、適合性及び妥当性の観点から慎重に審議を行った結果、適当と認められることから承認したところである。

この度、国において、令和3年12月に新型コロナウイルスに係るワクチン接種証明書の電子交付が開始され、予防接種事務において、個人番号の入手方法が増加し、またワクチン接種記録システムを用いた他市区町村へのワクチン接種記録照会が、本人の同意なしに可能となったことで、特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に変更が生じることとなった。

これらの変更は、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる重要な変更に該当し、改めて当該評価書の第三者点検を行うこととなることから、高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項として、本審議会に諮問されたものである。

本審議会は、本件について、ワクチン接種証明書の電子交付が開始されたことに伴う電子交付アプリ導入に係る変更点のほか、転入者からの接種券の発行申請があった場合、本人の同意を得ずに個人番号を用いて他市区町村へワクチン接種記録照会が可能になったことよる変更点を中心に、(1)当該変更に係る特定個人情報ファイルを取り扱う各プロセス(入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接

続及び保管・消去)におけるリスク対策が適正に記載されており、妥当なものとなっているか、(2)電子交付アプリの導入に伴う特定個人情報ファイルの概要(委託事項及び特定個人情報の保管・消去)が正確に記載されているかなどについて慎重に審議した結果、適当と認められることから、本件を承認するものである。

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護運営審議会 会 長 片 桐 直 人

#### 答 申 書

令和4年6月16日付け高子事第358号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮 問 件 名	18歳以下の子どもへのギフトカード等の配布事業における対象
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	者リストの外部提供について
関係規定	高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号
業務名	大阪府子ども教育・生活支援事業
諮 問 課	子ども未来部保育幼稚園事業課
審議日	令和4年6月28日
審議結果	承認
	内容

国内外の情勢を原因とする急激な物価高騰により、広く大阪府民の家計に影響が及んでいるところ、大阪府が、子育て世代への支援策として大阪府内に住む18歳以下の子どもに対して、所得制限を設けずに、1人につき1万円のギフトカード又はデジタルギフトカードを支給する「大阪府子ども教育・生活支援事業(以下「本事業」という。)」の実施を決定した。これを受け、大阪府内の市町村においては、(1)住民基本台帳から、対象となる市民の住所、氏名及び生年月日並びに世帯主の氏名を抽出して整理したリストを大阪府に提出し、提供を受けた大阪府が、委託事業者を通じてギフトカード等の印刷、封入及び発送を行う「府実施主体型」、(2)市町村が、大阪府と情報連携しながら実施する「府市町村共同実施型」のいずれかを選択して本事業を行うこととなった。

本市としては、迅速性が求められる臨時緊急施策である本事業の性質に鑑みるとともに、DV被害者等の配慮を要する方の個人情報を大阪府を経由して本市が本人外収集することを抑制する観点から、「府実施主体型」を採用することとしている。

本件は、住民基本台帳から抽出したリスト及び無戸籍である旨の申出があった方のリスト(以下、これらを「対象者リスト」という。)を大阪府に外部提供するものであることから、高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号の規定により、本人の同意なく行う外部提供について、高槻市個人情報保護運営審議会(以下「本審議会」という。)に諮問されたものである。

本審議会は、本件を慎重に審議した結果、(1)本事業の管理責任者を定めるとともに担当する職員を限定すること、(2)住民基本台帳から抽出した対象者リストは暗号

化及びパスワード設定をした上で記録媒体に保存すること、(3)対象者リストを保存した記録媒体は、大阪府の職員に引き渡すまでの間、保育幼稚園事業課執務室内の施錠可能な保管庫等で保管すること、(4)記録媒体は、本市職員が複数名で大阪府庁まで持参し、引き渡した大阪府職員から受取サインを徴取し管理すること、(5)記録媒体に設定したパスワードは、記録媒体自体とは分離した状態となるようLGWANメールで大阪府に送付すること、(6)本市内部及び本市と大阪府との間での記録媒体の受渡し等の各作業段階において「大阪府子ども教育・生活支援事業対象者リスト管理簿」に処理経過を記録し管理すること、(7)対象者リストは、大阪府からの問合せ等に備え、事務担当者のみがアクセスできる文字コード変換サーバにおいて保管し、事業完了後は速やかに消去することなど、適正かつ妥当な個人情報の保護措置が講じられることから、本件を承認するものである。

ただし、(1)本市職員が複数名で大阪府庁まで持参する旨など、記録媒体の受渡しの詳細を本市の保護措置に明記すること、(2)大阪府と委託事業者の間での対象者リストの受渡しにおいては、暗号化及びパスワード設定を行い、対象者リストとパスワードの受渡しは物理的に分離させるよう大阪府(受託事業者を含む。)に要請すること、(3)その他事業全般における厳格な情報管理について大阪府に要請することのほか、本市においてもこれらの事項に注意関心を持ち、大阪府と協力して個人情報の保護に尽力することを条件とする。

高槻市個人情報保護運営審議会 会 長 片桐 直人 様

高槻市長 濱田 剛史

高槻市個人情報保護運営審議会への審議事項について (諮問)

高槻市個人情報保護条例第23条の2の規定により、下記の件についてご審議いただきますよう諮問します。

記

1 諮 問 件 名 新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査に必要となる 対象者リストの外部提供について

2 業 務 名 新型コロナウイルス感染症対策事業

3 条例の関係規定 高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号

4 諮 問 課 健康福祉部 保健所 保健予防課

5 諮 問 内 容 別紙諮問書のとおり

6 関係資料 資料1 新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査について (依頼)

資料2 「令和4年度新型コロナウイルス感染症の大規模血清 疫学調査」における抽出について

資料3 作業スケジュール (案)

# 諮問書

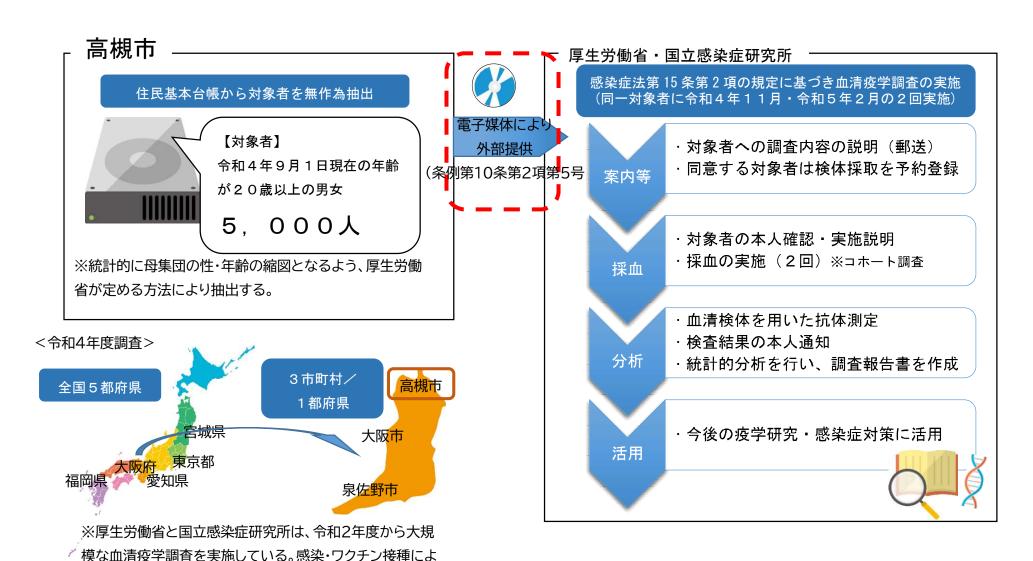
## 条例第10条第2項第5号の規定による外部提供に関する事項

諮 問 件 名	新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査に必要となる対象者リストの 外部提供について
業務名	新型コロナウイルス感染症対策事業
諮 問 課	健康福祉部 保健所 保健予防課
外部提供先	厚生労働省 健康局 結核感染症課 (受託業者:株式会社サーベイリサーチセンター)
外部提供に係る 個人情報の種類	住民基本台帳に登録された対象者に係る住所、氏名、性別及び生年月日
目的•理由	新型コロナウイルス感染症については、無症状病原体保有者の存在などから、全ての感染者が診断されないため、これまでに診断された症例の累積報告数よりも実際の累積感染者数の方が多い可能性が指摘されています。また、ワクチン接種が広く普及している中でも、一般人口におけるワクチン接種により誘導された抗体の保有者数等を十分に調査・把握できていません。そのため、厚生労働省及び国立感染症研究所は、令和2年度から大規模な抗体保有率疫学調査(地方公共団体から提供を受けた対象者の住所等を基に、採血検査の案内状を送付し、本人の同意に基づいて検査・分析を行う調査)を展開しており、国内における経時的な抗体保有率を把握することで、今後の疫学調査や新型コロナウイルス感染症対策に役立てることとしています。今般、厚生労働省及び国立感染症研究所から、令和4年度の抗体保有率疫学調査を実施するに当たり、本市に住所を有する者を性別、年齢に応じて無作為抽出した上で、同省から調査業務を受託した株式会社サーベイリサーチセンターを通じて「対象者リスト(対象者の住所、氏名、性別及び生年月日を一覧形式にしたものをいう。以下同じ。)」を提供するよう依頼されたところであり、本市としても国が実施する大規模な疫学調査に協力することは、ひいては本市における新型コロナウイルス感染症対策にも資するものです。そこで、対象者リストを厚生労働省に外部提供しようとすることから、高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号の規定による外部提供を行うことについて、高槻市個人情報保護運営審議会に諮問するものです。
処 理 概 要	別紙1のとおり
保護措置	別紙2のとおり

## 令和4年度 新型コロナウイルス感染症に係る抗体保有率疫学調査(処理概要)

り、どの程度有効な免疫を有するかを経時的に把握し、感染

症対策に活用する。(過去2年度は高槻市は対象外。)



#### <護措置>

#### 1 管理責任者

高槻市個人情報保護条例第11条の規定により、保健予防課長が本業務で取り扱う情報の管理責任者となり、本業務の担当職員を指名する。

#### 2 対象者データに関する措置

- (1) 住民基本台帳から抽出した対象者リストは、暗号化及びパスワード設定をした上で CD-ROM等に保存する。パスワードは、受託業者の担当者にメールで別途送付する。
- (2) CD-ROM等の作成、庁内でのCD-ROM等の受渡し、受託業者への手交等の 各作業段階における管理を徹底するため、「新型コロナウイルス感染症抗体保有率疫学 調査対象者リスト管理簿」(別紙2-2)に必要事項を記録する。また、受託業者の受 取サインを徴取する。
- (3) 対象者リストを保存したCD-ROM等を作成後、受託業者に引き渡すまでの間は、 保健予防課執務室内の施錠可能な保管庫等で保管する。

#### 3 提供先(受託業者)における保護措置

- (1) 従事者を限定する。
- (2) 業務上取得した記録媒体等のデータを第三者への提供等の目的に使用しない。
- (3) 業務に必要な範囲を超えてデータの複写・複製をしない。
- (4) CD-ROM等を業務拠点である東京本社又は各事務所に移送する際は、日本通運の「個人情報輸送(プライバシーガード)」により、一般貨物との分離、専用機材(セキュリティボックス)の使用及び貨物の追跡管理を行う。
- (5) CD-ROM等内の情報は、厚生労働省との業務契約終了日(令和5年3月31日) まで保管し、業務終了後に物理的に破壊するとともに、情報取扱者のうち管理責任者 の任にある者の立会いの下で保管簿に記録する。
- (6) CD-ROM等から業務システムのサーバに取り込んだ情報についても、上記(5)と同じ期間保管し、業務終了後、確実に消去するとともに、厚生労働省に対して「データ消去報告書」を提出する。
- (7) 個人情報の保護に関する法律及び高槻市個人情報保護条例を遵守する。

#### 新型コロナウイルス感染症抗体保有率疫学調査 対象者リスト管理簿 別紙2-2 管理責任者:保健予防課長 水田 紘郎 処理区分 基準日処理(令和4年9月1日) 令和4年 月 日 情報戦略室への データ抽出依頼日 氏名: 令和4年 月 日 情報戦略室からの リスト受取日 氏名: □郵便番号 □都道府県名 □区市町村名 □行政区 □町丁目名·大字名 □番 □号 データ項目及びデータ数量□枝 □方書 の適合性検証 口姓(漢字・カナ) □名(漢字·カナ) 口性別 □生年月日(年号・年・月・日) 数量: 件 氏名: CD-R表面の記載 データ暗号化処理の 令和4年 日 氏名: 月 <u>実施確認</u> パスワード設定の 令和4年 日 氏名: 月 実施確認 所 在 地 名 称 代表取締役 受託業者の受領確認 受取日 令和4年 月 $\Box$ 事務所所在地 受取責任者氏名 **(FI)** 備考

感 企 第 3169 号 令 和 4 年 月 日

高槻市長 様

大阪府健康医療部長

新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査について(依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省において、我が国における新型コロナウイルス感染症に対する抗体保有状況を把握するため、株式会社サーベイリサーチセンター(以下「委託先」という。)の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条第2項に基づいて、貴地方公共団体の住民を対象とした血清疫学調査を実施することとされました。

つきましては、本調査の円滑な実施に当たり、別添に記載の内容について、 御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、追って委託先から貴市区町村にご連絡します。

#### (別添)

#### 新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査について

- 1 事業内容:今後の疫学研究や感染症対策のため、令和2年度から実施している調査に準拠しつつ、国民が調査時点で、過去の感染やワクチン接種により、どの程度有効な免疫を有しているかを経時的に把握する。
- 2 事業主体:厚生労働省(株式会社サーベイリサーチセンター(以下「委託 先」という。)に委託)
- 3 対象者:令和4年9月1日時点において、20歳以上であって、抽出時に 貴市区町村管内に住所を有する者
- 4 調査方法:①無作為に抽出された対象者に対し、委託先が調査への意向を 確認する。

なお、今年度は同一の調査対象者に2回調査を実施する(コホート調査)。

- ②委託先が設置した採血場所において、調査同意者から採血を行う。
- ③採取した検体について、血清抗体を測定する。なお、残存血 清については、追って検証可能なよう保管する。
- ④抽出されたが非参加であった対象者のうち、一部に対してアンケート調査を実施するとともに、可能であれば別途戸口訪問などを含めた調査を行う(調査対象市区町村の内、1市区町村に対し実施予定)。
- 5 調査時期:(第1回)令和4年11月又は12月(予定)(第2回)令和5年2月(予定)

#### 6 協力依頼事項:

#### (1) 対象者情報の抽出

#### 【抽出項目】

No.	項目名	項目名区分	データ型
1	現住所	郵便番号	半角数字
		都道府県名	漢字
		区市町村名	漢字
		行政区	漢字
		町丁目名・大字名	漢字
		番号	半角数字
		枝	半角数字
		方書	漢字
2	氏名	姓	漢字
		名	漢字
		姓	半角カタカナ
		名	半角カタカナ
3	対象者情報	性別	半角数字
		生年月日 (年号)	半角数字
		生年月日 (年)	半角数字
		生年月日 (月)	半角数字
		生年月日(日)	半角数字

※抽出項目については、貴市区町村における抽出方法等において、実施可能な項目とする。

#### 【抽出数】

委託先が統計学的に必要な抽出人数を提示する。

### (2) 情報の提供

(1)において抽出したデータを収録した電子媒体(CD-ROM等)を委託 先へ提供してください。なお、貴市区町村との協議により、異なる取り扱いを 定めた場合には、この限りではありません。

#### (3) 採血会場の確保

貴市区町村管内において、採血を実施するにあたり、委託先から会場確保 に関する協力の申し出があった場合は、会場の提案や必要な手続きについて ご協力ください。

#### 7 委託先の遵守事項

個人情報保護の観点から、委託先には、次の事項を遵守させます。

- (1) 業務に従事する者は、身分証明書を着用又は携帯すること。
- (2) 本業務を実施するにあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。なお、この秘密保持の義務は、委託契約の期間満了後も継続するものとすること。
- (3) 本業務を実施するにあたって得た記録媒体等のデータを第三者への 提供等の目的に使用してはならないこと。
- (4) 本業務を行うために必要なもの以外にデータの複写・複製をしてはならないこと。
- (5) 貴市区町村における個人情報保護条例等を遵守し、個人情報の保護 に努めること。また、委託契約が終了し、又は解除された後においては 個人情報の削除を行うこと。

# 「令和4年度新型コロナウイルス感染症の大規模血清疫学調査」における抽出について

#### 1. 本調査の目的

新型コロナウイルス感染症について、感染後に体内で産生される抗体の保有状況を調査することは、既感染者数を推定し、今後の流行予測を行う上で欠かせない。

また今後の流行を予測し、適切な対策を行う上では、抗体保有率を経時的に観察することが必須となる。

厚生労働省では令和3年 12 月に行った抗体保有調査において、5 都府県のおよそ8 千人を対象として2種類の検査と確認のための中和試験を実施した結果、我が国の抗 N 体保有率は 1.18%~2.80%程度、抗 S 抗体保有率は 94.6~96.9%であることを公表した。その後、令和3年2~3月のオミクロン株が拡大している時期に再度5 都道府県のおおよそ8千人を対象に調査を行い、抗 N 抗体保有率を 1.49%~5.65%、抗 S 抗体保有率を 96.1~97.1%と公表した。令和4年度の本調査業務では、先般の調査に準拠しつつ、ワクチンや変異株の特性による影響を検討しながら、抗体保有調査を実施する。このことで国民が調査時点で、過去の感染やワクチン接種により、どの程度有効な免疫を有しているかを経時的に把握し、今後の疫学研究や感染症対策に資することを目的とする。

#### 2. 調査時期・回数

本調査は、同一の対象者に2回の調査を実施するコホート調査とし、実施時期を1回目が令和4年11月下旬(最短)~12月、2回目を令和5年2月に予定しています。

#### 3. 対象地域・対象者

本調査は、令和3年度新型コロナウイルス感染症の大規模血清疫学調査を実施した5 都府県(東京都、大阪府、宮城県、愛知県、福岡県)を対象として、1都府県あたり3市 区町村を対象地域とする。

#### 4. 対象者

本調査の対象者は、対象市区町村在住で 2022 年 9 月 1 日現在における年齢が 20 歳以 上の男女個人とする。

対象者数は、5都府県合計で75,000人とし、1都府県15,000人、1区市町村あたり5,000人とする。

#### 5. 抽出作業の内容

本調査は、住民基本台帳から貴市区町村在住で 2022 年9月1日現在における年齢が 20歳以上の男女個人を電算から等間隔に抽出をして、調査に必要な個人情報を電子媒体に格納をしていただく内容になります。

抽出数は、令和4年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)(総計)(総務省)の20歳以上の人口から設定し、5頁の別紙抽出対象区市の抽出数設定一覧をご覧ください。

また、抽出結果が特定の地域に偏らず、統計的に母集団(都府県)の性・年代の縮図となるように抽出してください。

なお、住民基本台帳から統計的に母集団の性・年代の縮図となる無作為抽出は、電算処理において実際に各住民情報システムにて、実施可能な手順に置き換えて処理ください。 ここでは、ひとつの方法として手順の例をあげます。

抽出作業は、以下のような手順ですすめてください。

#### (1) 住民基本台帳データの確認とSORT(並び替え)

- ■外国人も含んだデータをご使用ください。
- ■最新時点データであるかご確認ください。
- ■抽出の対象は、現存者(転出者などを除く)であるか確認をしてください。
- ■抽出する際、個人単位で抽出できるように設定してください。
- ■基準日 2022 年 9 月 1 日現在 20 歳以上の方が対象となりますので 20 歳未満の方が抽出されないように設定してください。
- ■住民基本台帳データを地域の偏りや同一世帯で複数人が抽出されないように住所順にSORT(並び替え)を行います。

#### (2)抽出対象者の抽出

- ■母集団(20歳以上の男女)全体に等間隔抽出が行きわたり、かつ二巡目に入らない抽出を行えるよう、母集団を必要標本数で除した抽出間隔(何人おきに抽出するか)を設定してください。
- ■誰から数え始めるかランダムなスタート番号を求め(上記で設定した抽出間隔の内数)、スタート番号の個人をまず選びます。
- ■スタート番号の個人から抽出間隔ごとに個人を選び、抽出数になるまで 繰り返し抽出をすすめてください。

#### 《留意点》

- ・上記により、抽出結果が特定の地域に偏らず、統計的に母集団の性・年 代の縮図となるように5頁別紙を参考に確認ください。
- ・同一世帯から複数名が抽出されていないことを確認してください。

#### (3)調査に必要な抽出対象者の情報項目の読み取り

- ■抽出したデータは、CSV 形式で作成してください。
- ■データは、以下のデータ項目を1名1レコードに納めてください。
  - 1 現住所 (郵便番号,都道府県,区市町村,行政区,町丁目・大字,番,号,枝, 方書)
  - 2氏名(姓漢字,名漢字,姓カタカナ,名カタカナ)
  - 3 对象者情報(性別,生年月日年号,年,月,日)

#### 《留意点》

- ・性別は、「1:男性、2:女性」としてください。
- ・年号は、「1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成」としてください。
- ・外字が含まれるデータは、外字変換ができるような方法でご提供をお 願いいたします。

#### データ項目レイアウト

No.	項目名	項目名区分	データ型	桁数
1	現住所	郵便番号	半角数字	7
		都道府県名	漢字	-
		区市町村名	漢字	-
		行政区	漢字	-
		町丁目名·大字名	漢字	-
		番	半角英数	5
		号	半角英数	5
		枝	半角英数	5
		方書	漢字	-
2	氏名	姓	漢字	-
		名	漢字	-
		姓	半角カタカナ	-
		名	半角カタカナ	-
3	対象者情報	性別	半角数字	1
		生年月日 年号	半角数字	1
		生年月日 年	半角数字	2
		生年月日 月	半角数字	2
		生年月日 日	半角数字	2

#### インプットデータサンプル

				現住所					氏名(	(漢字)	氏名(	<b>カタカナ</b> )			生年	月日	
郵便番号	都道府県	区市町村	行政区	町丁目名· 大字名	番	号	枝	方書	姓	名	姓	名	性別	年号	年	月	日
1030027	東京都	中央区		日本橋	3	13	5	KDX日本橋313ピル5階	抽出	一郎	チュウシュツ	イチロウ	1	3	55	5	5
9800811	宮城県	仙台市	青葉区	一番町	2	4	1	読売仙台一番町ビル12階	抽出	二郎	チュウシュツ	ジロウ	1	3	60	6	6
							•	•							•	•	
						•		•							•		•
	•	•	•		•		٠.	•		•			•		•	•	•

<sup>\*</sup>上記の項目が入っていれば、貴市区町村の台帳仕様に合わせて変更いただいてもかまいません。



#### (4)抽出結果データファイルの作成・出力

- ■「抽出結果データファイル」を作成・出力します。
  - 1 抽出対象者のデータ
  - 2 抽出基数表(下記イメージをご参照ください)上記の1,2を収録したCD-ROM 1枚
- ■外字を読み込むためのファイルのご提供や方法のご教示をお願いします。

#### 抽出基数表イメージ

	計		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳代		80歳以上	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
計	5,000	100.0%	734	14.7%	816	16.3%	933	18.7%	866	17.3%	589	11.8%	609	12.2%	455	9.1%
男	2,438	48.7%	367	50.1%	414	50.8%	474	50.8%	442	51.0%	295	50.2%	280	46.0%	165	36.2%
女	2,563	51.3%	366	49.9%	401	49.2%	459	49.2%	424	49.0%	293	49.8%	328	54.0%	291	63.8%

#### 6. 作業結果の報告

抽出作業のお問合せや作業終了のご連絡は、下記の連絡先にお願いいたします。

#### 〇連絡先

株式会社サーベイリサーチセンター 企画課

担当:

TEL: 06-4801-9231/FAX: 06-4801-9233

E-mail: @surece.co.jp

〒530-6011 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-30 OAP タワー11 階

#### 抽出対象区市の抽出数設定一覧

#### 宮城県20歳以上の人口

	20歳以.	上計	20歳	<b>世代</b>	30歳	<b></b>	40歳	<b></b>	50歳	<b></b>	60前	<b></b>	70克	<b></b>	80歳代	せ以上
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
計	1,899,139	100.0%	222,749	11.7%	260,664	13.7%	326,630	17.2%	295,591	15.6%	299,147	15.8%	283,408	14.9%	210,950	11.1%
男	916,784	48.3%	114,229	12.5%	132,430	14.4%	166,162	18.1%	148,699	16.2%	146,749	16.0%	133,077	14.5%	75,438	8.2%
女	982,355	51.7%	108,520	11.0%	128,234	13.1%	160,468	16.3%	146,892	15.0%	152,398	15.5%	150,331	15.3%	135,512	13.8%

#### 宮城県1市あたりの抽出数

	20歳以	上計	20前	<b>遠代</b>	30前	<b></b>	40前	<b></b>	50j	<b></b>	60 t	<b></b>	70亩	<b>世代</b>	80歳代	七以上
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	入	%	人	%
計	5,000	100.0%	586	11.7%	686	13.7%	860	17.2%	778	15.6%	788	15.8%	746	14.9%	555	11.1%
男	2,414	48.3%	301	12.5%	349	14.4%	437	18.1%	391	16.2%	386	16.0%	350	14.5%	199	8.2%
女	2,586	51.7%	286	11.0%	338	13.1%	422	16.3%	387	15.0%	401	15.5%	396	15.3%	357	13.8%

#### 東京都20歳以上の人口

	20歳以	上計	20歳	<b></b>	30前	<b></b>	40前	<b></b>	50点	<b></b>	60歳	<b></b>	70亩	<b></b>	80歳作	せ以上
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
計	11,683,734	100.0%	1,714,249	14.7%	1,905,406	16.3%	2,179,975	18.7%	2,022,385	17.3%	1,375,774	11.8%	1,422,041	12.2%	1,063,904	9.1%
男	5,695,420	48.7%	858,464	15.1%	967,895	17.0%	1,106,731	19.4%	1,032,422	18.1%	690,371	12.1%	654,848	11.5%	384,689	6.8%
女	5,988,314	51.3%	855,785	14.3%	937,511	15.7%	1,073,244	17.9%	989,963	16.5%	685,403	11.4%	767,193	12.8%	679,215	11.3%

#### 東京都1区市あたりの抽出数

	20歳以	上計	20意	<b></b>	30点	<b></b>	40前	<b></b>	50点	<b></b>	60¢	<b></b>	70亩	<b></b>	80歳代	以上
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
計	5,000	100.0%	734	14.7%	815	16.3%	933	18.7%	865	17.3%	589	11.8%	609	12.2%	455	9.1%
男	2,437	48.7%	367	15.1%	414	17.0%	474	19.4%	442	18.1%	295	12.1%	280	11.5%	165	6.8%
女	2,563	51.3%	366	14.3%	401	15.7%	459	17.9%	424	16.5%	293	11.4%	328	12.8%	291	11.3%

#### 愛知県20歳以上の人口

	20歳以	上計	20亩	<b>世代</b>	30点	<b></b>	40前	<b></b>	50点	<b></b>	60亩	<b></b>	70亩	<b></b>	80歳作	せ以上
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
計	6,193,660	100.0%	837,779	13.5%	897,018	14.5%	1,112,091	18.0%	1,047,897	16.9%	801,600	12.9%	893,450	14.4%	603,825	9.7%
男	3,083,471	49.8%	442,237	14.3%	472,801	15.3%	577,684	18.7%	540,988	17.5%	399,315	13.0%	417,383	13.5%	233,063	7.6%
女	3,110,189	50.2%	395,542	12.7%	424,217	13.6%	534,407	17.2%	506,909	16.3%	402,285	12.9%	476,067	15.3%	370,762	11.9%

#### 愛知県1市あたりの抽出数

	20歳以	上計	20亩	<b>遠代</b>	30前	<b></b>	40前	<b></b>	50前	<b></b>	60 f	<b></b>	70亩	<b></b>	80歳代	じ以上
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
ā÷	5,000	100.0%	676	13.5%	724	14.5%	898	18.0%	846	16.9%	647	12.9%	721	14.4%	487	9.7%
男	2,489	49.8%	357	14.3%	382	15.3%	466	18.7%	437	17.5%	322	13.0%	337	13.5%	188	7.6%
女	2,511	50.2%	319	12.7%	342	13.6%	431	17.2%	409	16.3%	325	12.9%	384	15.3%	299	11.9%

#### 大阪府20歳以上の人口

	20歳以上計		20亩	<b>遠代</b>	30点	<b></b>	40前	<b></b>	50前	<b></b>	60歳	<b></b>	70亩	<b></b>	80歳代	代以上
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
計	7,368,317	100.0%	976,584	13.3%	1,000,857	13.6%	1,275,160	17.3%	1,266,584	17.2%	936,668	12.7%	1,127,966	15.3%	784,498	10.6%
男	3,505,052	47.6%	487,339	13.9%	499,691	14.3%	633,573	18.1%	629,464	18.0%	455,725	13.0%	509,117	14.5%	290,143	8.3%
女	3,863,265	52.4%	489,245	12.7%	501,166	13.0%	641,587	16.6%	637,120	16.5%	480,943	12.4%	618,849	16.0%	494,355	12.8%

#### 大阪府1市あたりの抽出数

	20歳以上計		20克	<b>遠代</b>	30前	<b></b>	40 育	<b></b>	50点	<b></b>	60 f	<b></b>	70歳	<b>世代</b>	80歳代	t以上
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
計	5,000	100.0%	663	13.3%	679	13.6%	865	17.3%	859	17.2%	636	12.7%	765	15.3%	532	10.6%
男	2,378	47.6%	331	13.9%	339	14.3%	430	18.1%	427	18.0%	309	13.0%	345	14.5%	197	8.3%
女	2,622	52.4%	332	12.7%	340	13.0%	435	16.6%	432	16.5%	326	12.4%	420	16.0%	335	12.8%

#### 福岡県20歳以上の人口

	20歳以上計		20歳	<b></b>	30歳	<b></b>	40前	<b></b>	50前	<b>支</b> 代	60前	<b>後代</b>	70歲	<b>遠代</b>	80歳作	弋以上
	人	%	人	%	人	%	入	%	人	%	入	%	人	%	入	%
計	4,200,227	100.0%	527,470	12.6%	586,657	14.0%	723,890	17.2%	643,982	15.3%	618,236	14.7%	639,708	15.2%	460,284	11.0%
男	1,966,708	46.8%	263,072	13.4%	290,665	14.8%	359,315	18.3%	313,011	15.9%	296,643	15.1%	288,429	14.7%	155,573	7.9%
女	2,233,519	53.2%	264,398	11.8%	295,992	13.3%	364,575	16.3%	330,971	14.8%	321,593	14.4%	351,279	15.7%	304,711	13.6%

#### 福岡県1市あたりの抽出数

	20歳以上計		20前	<b>遠代</b>	30前	<b></b>	40前	<b></b>	50点	<b></b>	60 t	<b></b>	70歳	<b></b>	80歳代	t以上
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
計	5,000	100.0%	628	12.6%	698	14.0%	862	17.2%	767	15.3%	736	14.7%	762	15.2%	548	11.0%
男	2,341	46.8%	313	13.4%	346	14.8%	428	18.3%	373	15.9%	353	15.1%	343	14.7%	185	7.9%
女	2.659	53.2%	315	11.8%	352	13.3%	434	16.3%	394	14.8%	383	14.4%	418	15.7%	363	13.6%

## 4. スケジュール (案)

■ 以下は、詳細調整以前の想定

項目	1	役割分折	△ 情報#	- 0.7	9月	_=	Г		月	実施		11,5	100			123	_		・・検タ		200	月 月	3	月
	100		17±	5	12 1	9 26	3	10	17	24		14 2	1	28	5	12	19	26	前半	後半	前半	後半	前半	接
	怒染研		検査・分析テーム	$\Box$																				
1) 企画・調査の全体調整	*		100		- 11	10			133	3		9						0	in .	io i		i i	9	
調査企画相談(感染研)	•	•	•	- 4		3	- 8	3	20	33		8 8	5	8	8 1		in i	la i		ļ.	la Sa	h: :	ê	ŝ
【委託外】研究計画書の作成	•	Δ	Δ								$\neg$													
【協力】調査票(検体採取時の説明資料・問意書等)の作成	•	•		TÎ.					1	100					î î	ì	î '	ì	î i	î i	ì			-
【委託外】倫理審査(必要期間は要確認)	•	Δ	Δ		- 2	8				- 83		3 3	5	3	3						į.	Ġ.	Š.	Š.
2) スケジュール管理											$\neg$													
研究計画書に基づくスケジュールの作成	•	•					Т				$\neg$		$\neg$				П					ĬĬ.		
【自治体】との調整	*	•	Δ								$\neg$		$\neg$								1	1	š	
3) 調査対象自治体の選定と対象者の抽出	4	70	- 10		- 20	100			- 10	25		9 3		9		10		in i	70	in i	in .	ic :		9
都道府県との打合せ	•	•							12	12	$\dashv$	3 3		8	8				6	6 1	6	b :	8	
サンプリング方法(人数・配分)確定	•	•	Δ				т				┪	1	╛				П							
サンプリング佐頼・調整		•	1 1		8				8	8	$\neg$	3 8	3	3	8 1	8 1	ä j	8 1	ä j	ä	ä	ä	ĉ l	Ĉ
- 自治体への協力要請		•									$\Box$		$\Box$											
-申請書準備~発送	100	•	1 1		- 6		- 63		8	- 8		8 8		8	ŝ		į į		į.	į.	ě	ě	10.50	ŝ
-住民基本台帳からの抽出、リスト作成		•				Ų.,									ι		L,	J.	J.		J.			
4) 調査対象者への連絡、案内、受付、フォローアップ調査											.													
受付用Webサイト準備・立ち上げ	1	•									П		П		1									
依頼状,調査票(間診票)の検討。作成	•	•	- 8	- 8	- 63	8	- 31			818		3 8	3	3	3 1	8	8	8	8	8 1	8	8	į	Š
抽出した対象者に依頼状の郵送	99.	•					П		,	2.2	$\neg$	Ų,		Ų,					,			J.		
Webサイト公開:質問対応(電話窓口設置)	Δ	•	Δ		- III	III.	П				П	ii ii ii												
フォローアップ調査の検討・決定	•	•	- 3	- 3	- 33	3	8	8	- 8	- 6	$\neg$	8 8		8								ê	2.LW	
調査方法、調査地域の検討・決定	•	•		- 33	330					- 01	$\neg$		П				L,	JL.					· ·	
調査対象者の選定		•	)((		][[		П															]]		
調査の実施	00	•							-01	-(3)													× .	
5) 調査対象者の本人確認・説明・同意取得	1		6		- 63		1		- 8	8		3 3		3	3				0			Ġ.		
同意文書の確定(研究計画書上で確定)	•	•									П		,							ļ.	ļ.	Д.		
本人確認・同意取得方法の確認	•	•	Ĭ		T)	T					$\dashv$		П				П	Ĵ		J		Ú		
受付 本人確認。同意取得	-	•					Г				$\dashv$	1	$\forall$	$\neg$	$\neg$	$\neg$								
対象者への質問対応(採取当日)	Δ	•				10.	1		- 3		┪	3		-									9	

# 4. スケジュール (案)

#### ■ 以下は、詳細調整以前の想定

項目	1	役割分担			9,5	1		. 10	0月		-1	11月	I.,		_ 12	2月		- 1	月	2	A	3	月
		#	往	5	12	19 2	8 3	10	17	24 7	1	4 2	28	5	12	19	26	前半	後半	前半	後半	前半	接井
	悠荣研	企画・運 常チーム	検査・分 析チーム							j												ĺ	
(6) 参加者情報の匿名化											T												
匿名化方法の検討・決定		•	•	d - 00		- 3							I).										
個人情報の取り扱い方法、匿名化の方法の検討	•	•	•				-																$\overline{}$
個人情報の取り扱いに準じた情報共有		•	•								1												
(7) 検体採取会場の確保、準備、設営、運営																							
【事前】										11.													
会場(資会議室等)の手配		•									T		ì						Ì	Î		100	
各関係者との調整	- 6	•	•																		- 8	ŝ	
【会場運営】				0: 0:	- 0		:3:		4 -3	-0)			188										
会場設営·運営		•											J.			70					20		
受付:本人確認、同意取得、当日質問対応		•					1		1	100	- 6		ΪÏ		3.3						. 160		
(8) 検査の実施								3	100	- 120	ľ		100							- 25		- 22	
抗体検査、残検体の保存	<u> </u>						3	3 8	1 8	200	- 6	3 3	8	į.	9					- 0	- 8	- 3	
抗N抗体、抗S抗体の測定			•												Ų.		ļ.,						
残検体の保存			•										0										
(9) 参加者への結果通知										- ii	ľ												
検査・分析チームからの結果の授要	3						3	31 6	1 8	15	100	3	100	É	6					- 6	1 6	- 1	
参加者への結果郵送		•		0: 00		- 0	- 4						100	1:									
(10) 成果物の結品										Į.												- Į	
結果報告(1回目)		•																					
结果報告(2回目)	ii i	•											i i									T i	
結果報告書	3	•					3	3 8	8	- 83	3	3 3	18					3	1 3	- 8	8	- 8	

高槻市長 様

大阪府健康医療部長

新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査について(依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上 げます。

今般、厚生労働省において、我が国における新型コロナウイルス感染症に対する抗体保有状況を把握するため、株式会社サーベイリサーチセンター(以下「委託先」という。)の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条第2項に基づいて、貴地方公共団体の住民を対象とした血清疫学調査が実施することとされました。

つきましては、本調査の円滑な実施に当たり、別添に記載の内容について、御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、追って委託先からご連絡します。

#### 新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査について

- 1 事業内容:今後の疫学研究や感染症対策のため、令和2年度から実施している調査に準拠しつつ、国民が調査時点で、過去の感染やワクチン接種により、どの程度有効な免疫を有しているかを経時的に把握する。
- 2 事業主体:厚生労働省(株式会社サーベイリサーチセンター(以下「委託先」という。)に委託)
- 3 対 象 者:令和4年9月1日時点において、20歳以上であって、抽出時に貴市管 内に住所を有する者
- 4 調査方法:①無作為に抽出された対象者に対し、委託先が調査への意向を確認する。

なお、今年度は同一の調査対象者に2回調査を実施する(コホート 調査)。

- ②委託先が設置した採血場所において、調査同意者から採血を行う。
- ③採取した検体について、血清抗体を測定する。なお、残存血清については、追って検証可能なよう保管する。
- ④抽出されたが非参加であった対象者のうち、一部に対してアンケート調査を実施するとともに、可能であれば別途戸口訪問などを含めた調査を行う(貴市を含む調査対象市区町村の内、1市区町村に対し実施予定)。
- 5 調査時期:(第1回)令和4年11月又は12月(予定)(第2回)令和5年2月(予定)

#### 6 協力依頼事項:

(1) 対象者情報の抽出

#### 【抽出項目】

	T	I	1
No.	項目名	項目名区分	データ型
1	現住所	郵便番号	半角数字
		都道府県名	漢字
		区市町村名	漢字
		行政区	漢字
		町丁目名・大字名	漢字
		番号	半角数字
		枝	半角数字
		方書	漢字
2	氏名	姓	漢字
		名	漢字
		姓	半角カタカナ
		名	半角カタカナ
3	対象者情報	性別	半角数字
		生年月日 (年号)	半角数字
		生年月日 (年)	半角数字
		生年月日 (月)	半角数字
		生年月日(日)	半角数字

※抽出項目については、貴市における抽出方法等において、実施可能な項目とする。

#### 【抽出数】

委託先が統計学的に必要な抽出人数を提示する。

#### (2) 情報の提供

(1) において抽出したデータを収録した電子媒体(CD-ROM等)を委託先へ提供してください。なお、貴市との協議により、異なる取り扱いを定めた場合には、この限りではありません。

#### (3) 採血会場の確保

貴市管内において、採血を実施するにあたり、委託先から会場確保に関する協力の申し出があった場合は、会場の提案や必要な手続きについてご協力ください。

#### 7 委託先の遵守事項

個人情報保護の観点から、委託先には、次の事項を遵守させます。

- (1) 業務に従事する者は、身分証明書を着用又は携帯すること。
- (2) 本業務を実施するにあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。なお、この秘密保持の義務は、委託契約の期間満了後も継続するものとすること。

- (3) 本業務を実施するにあたって得た記録媒体等のデータを第三者への提供等の目的に使用してはならないこと。
- (4) 本業務を行うために必要なもの以外にデータの複写・複製をしてはならないこと。
- (5) 貴市における個人情報保護条例等を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、委託契約が終了し、又は解除された後においては個人情報の削除を行うこと。

高槻市個人情報保護運営審議会会 長 片 桐 直 人 様

高槻市長 濱 田 剛 史

高槻市個人情報保護運営審議会で承認された類型に基づく個人情報の電算処理 及び個人情報を処理するための電子計算組織の結合について(報告)

令和元年11月29日付け令和元年度答申第4号に基づき、令和3年度における個人情報の電算処理及び個人情報を処理するための電子計算組織の結合について係る実績について、下記のとおり御報告します。

記

#### 1 運用実績(類型別件数)

	類型(電算処理関係)	件数
1	公用車に設置したドライブレコーダー又は市所管の施設 等に設置した防犯カメラにより個人の映像又は音声を記	1
	録すること。	
2	審議会で承認済みの業務システムのサーバ又は端末内 に、当該業務システムとは別の業務に係るシステムを導	0
	入すること。	
3	国、独立行政法人等が自治体に配布する全国統一の業務 システムを導入すること。	0
	類型(電算結合関係)	件数
LGWAN	N回線を利用して市の電子計算組織と市以外の機関(国、	1
LGWAN	N-ASP事業者等)の電子計算組織とを結合すること。	1
合計		2

2 電算処理及び個人情報を処理するための電子計算組織の結合の内容 別紙のとおり

#### 3 参考資料

令和元年11月29日付け令和元年度答申第4号答申書「個人情報の電算処理及び個人情報を処理するための電子計算組織の結合について」

				令和3年度にお	する個人情報の電算処理及び個人	情報を処理するための電子計算網	組織の結合についての内容	
~	*	-	*	*	*	*	•	対象期間:令和3年4月1日~令和4年3月31日
						電算処理又は電算結合の概要		
	電算処理又 は電算結合 をした所属	処理の種類 (電算処理 の類型番 号)	導入するシ ステム	処理目的	保有する個人情報の種類	保有するデータの量	処理内容	システムの稼働時期
1	子ども育成	電算結合	高子世活特が(他分ス市で生援給金の帯シム	子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を迅速かつ確実に支給するに当たり、問合せ対応に必要な情報の閲覧機能及び申請の内容を審査する給付管理機能を備えたクラウド型システムと結合しようとするもの	・住民票情報(宛名コート、氏 名、大氏名、生年月日)、 住所、住民日、非住民日、下、 ・市民和一片、非性民田、非住民日、非住民日、非任民日、非任民日、非任民日、非任民日、非民税均等制额、合民税均等制额的。中、制度,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,	約70,000人(児童及び父母等)	・LGWAN回線を通じてクラウドシステムに接続 ・各業務システムから住民票等情報、市民税情報等をファイル出力し、外部記録媒体及び行政ネットワークを通じてシステムに取り込む。 ・行政ネットワーク端末によりシステムにアクセスし、給付のための審査、給付金の算定、支給情報の管理等を行う。 ※マイナンバー利用事務のため各業務情報の利用については目的内利用として整理される。	令和3年7月7日
2	交通部総務企画課	電算処理(1)	防犯力メラ	JR高槻駅南案内所及びJR摂津富田駅案内所は主に交通部のバス定期券を購入する場所であり、1日に多くのお客様が来店する場所である。そのため、お客様と案内所職員との間でトラブルが発生しやすい場所でもあり、トラブル発生時は、両者から口頭で内容を聴取するが、両者の聴取内容のみでは齟齬が発生し、正確な事実確認が行いにくいというのが現状の交通部の課題である。この課題解決を図るため及び今後の案内所職員の接選向上を図るために面像の領風及び録音が必要であることから防犯カメラ等を設置するもの	防犯カメラにより記録された個人 の画像及び音声	1 か月間	・両案内所内に防犯カメラを設置し、記録用機器に接続。 ・データは1か月間保存され、保存期間が経過したデータについては、上書きによる自動消去を行う。 ・利用制限として、ID及びパスワードを管理し、第三者の不正アクセスを防ぐ。 ・自己情報開示請求等により記録データの外部提供が必要な場合は、外部電磁的記録媒体(USB)に複写し、目的達成後は直ちに消去を行う。 ・外部提供は必要最小限の範囲を、外部提供用の媒体に記録するものとする。	令和4年3月14日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護運営審議会 会 長 片 桐 直 人

#### 答 申 書

令和元年7月11日付け高総法第354号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮 問 件 名	個人情報の電算処理及び個人情報を処理するための電子計算組織
部 问 件 名 	の結合について
	条例第12条の規定に基づく新たな電算処理に関する事項
	条例第12条の2第1項の規定に基づく電子計算組織の結合に関
関係 規定	する事項
	条例第23条の2の規定に基づく個人情報保護制度の運営に関す
	る重要事項
諮 問 課	総務部 法務ガバナンス室 (旧法務課)
審議日	令和元年7月22日
審議結果	承認
	内

本市においては、電子計算組織を利用した個人情報の処理(以下「電算処理」という。) 又は個人情報の処理を目的とした市の電子計算組織と関係機関の電子計算組織との結合(以下「電算結合」という。)を行う場合には、高槻市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第12条又は第12条の2第1項の規定により、事前に高槻市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くこととしている。

しかし、近時、情報社会が進展する中で、電算処理の容易化や情報ネットワーク技術の多様化が進み、電算処理及び電算結合(以下「電算処理等」という。)に該当する案件が多数諮問されるに至っている。その中で、従前の審議を通じて個人情報の保護措置が標準化されているものや、審議会で承認された保護措置の範囲内で新たな処理が行われるものなど類似の案件が少なくない点に鑑みれば、これらを都度、審議会に諮問することは、住民のニーズへの迅速な対応や、限られた経営資源の中で効率的な行政運営を行うに当たって支障となることが懸念される。

そこで、諮問を要する電算処理等のうち、一定の要件を満たすものに限り、個別に審議会の意見を聴くことなく適時に行い得るようにするため、事例の類型化及び運用方法の見直しを行うことから、条例第12条の規定に基づく新たな電算処理及び条例第12条の2第1項の規定に基づく電子計算組織の結合並びに条例第23条の2第1項の規定に基づく個人情報保護制度の運営に関する重要な事項として、審議会に諮問されたも

のである。

本審議会は、本件を慎重に審議した結果、下記の類型に掲げる電算処理等については、 本件諮問に係る運用において必要な保護措置が講じられるものと認められることから、 今後、原則として審議会への諮問を要さないものと判断し、本件を承認する。ただし、 次の条件を付すこととする。

- (1) 類型 1 (1) について、捜査機関に記録データを提供することを前提として公園等のパブリックスペースに防犯カメラを設置する場合については、審議会の意見を求めること。
- (2) 各類型に該当するか否かを判断し難い場合や、取り扱う個人情報の種類、量等から、特に慎重な取扱いを要する場合については、審議会の意見を求めること。
- (3) 各類型に該当すると判断して電算処理又は電算結合を行った場合は、その旨を審議会に報告すること。

記

#### 【諮問を要しない類型】

- 1 電算処理関係(条例第12条)
- (1) 公用車に設置したドライブレコーダー又は市所管の施設等に設置した防犯カメラにより個人の映像又は音声を記録すること。
- (2) 審議会で承認済みの業務システムのサーバ又は端末内に、当該業務システムとは 別の業務に係るシステムを導入すること。
- (3) 国、独立行政法人等が自治体に配布する全国統一の業務システムを導入すること。
- 2 電算結合関係(条例第12条の2)LGWAN回線を利用して市の電子計算組織と市以外の機関(国、LGWAN-A SP事業者等)の電子計算組織とを結合すること。